

社会福祉施設（障害福祉施設）に対する指導監査方針

令和6年4月1日施行

社会福祉施設（障害福祉施設）に対する指導監査については、高知県社会福祉法人等指導監査実施要綱第20条により準用する第7条第1項の規定により、令和6年3月5日付けこ支障第51号 障発第0305第4号こども家庭庁支援局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知による一部改正後の「障害者支援施設等指導監査指針」及び過去の指導監査結果を踏まえ、（別紙）に掲げる主眼事項及び着眼点について実施する。